

京都市告示第 31 号

平成24年12月28日京都市告示第387号（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の審査をすることができる者）の一部を次のように改めます。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

柱書き中「別表第6」を「別表第8」に改める。

第1項第1号中「合理化」の右に「等」を加える。

第2項第1号中「合理化」の右に「等」を加える。

所管課名称中「建築指導課」を「建築審査課」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)